

犯罪被害者の遺児などにご支援を

当基金では犯罪被害者の遺児などに、幼稚園・保育所（小学校入学前の3年間）から大学（大学院を含む）卒業時まで、奨学金を支給する事業を行っております。

何の責任も落ち度もないのに、凶悪犯罪によって不運な境遇に突き落とされた遺児たちが、等しく教育を受ける権利を安心して享受できますよう、皆様の温かいご支援をお願いいたします。

寄附金の応募方法

●基金の口座へのお振込でご寄附していただく場合

銀行名 ゆうちょ銀行

口座名義 公益財団法人犯罪被害救援基金

口座番号 00120-4-37666

※他の銀行から振り込まれる場合

〇一九(ゼロイチキョウ)店 当座 0037666



※ゆうちょ銀行からお振込みいただく場合

当基金へご連絡をいただきましたら、振込手数料のご負担をいたさない専用の振込用紙を郵送いたします。

なお、専用の用紙でお振込みいただく場合でも現金でのお振込には、現金取扱料金110円がお振込人様の負担となっております。

また、硬貨を使用する場合、枚数によって料金が加算されることがありますので、詳しくは、ゆうちょ銀行にお問い合わせください。



●「ふれあいの箱（募金箱）」にご寄附していただく場合

「ふれあいの箱」を警察署など、警察施設の窓口に置いていただいていますのでそちらにお願いします。

「ふれあいの箱」

●郵便にてご寄附していただく場合

当基金へ直接の郵送でも受け付けています。

〒102-0083 東京都千代田区麹町1-8 エミナビル2F

公益財団法人犯罪被害救援基金 宛

●寄附金は課税優遇措置の対象です。